

群馬県立女子大学キャリア支援センター運営委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立女子大学キャリア支援センターの設置及び管理に関する要綱第3条第2項の規定に基づき、群馬県立女子大学キャリア支援センター運営委員会（以下「委員会」という）の組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) キャリア支援センター副センター長
- (2) 文学部選出の教員 各学科1人
- (3) 国際コミュニケーション学部選出の教員 2人
- (4) キャリア支援センター教員
- (5) 事務局次長
- (6) 学生係長

2 キャリア支援センター副センター長は、前項第2号から第4号までに掲げるいずれかの者と兼ねることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、キャリア支援センター副センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 第2条第1項第2号及び第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の定足数)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により開催する。

(審議事項)

第6条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) キャリア支援センターの運営に関する事項
- (2) 学生のキャリア教育に関する事項
- (3) 学生のキャリア支援に関する事項
- (4) その他キャリア支援に関する必要な事項

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、会議の運営上必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めること

ができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、学生係で処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会に諮り、教育研究審議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。